

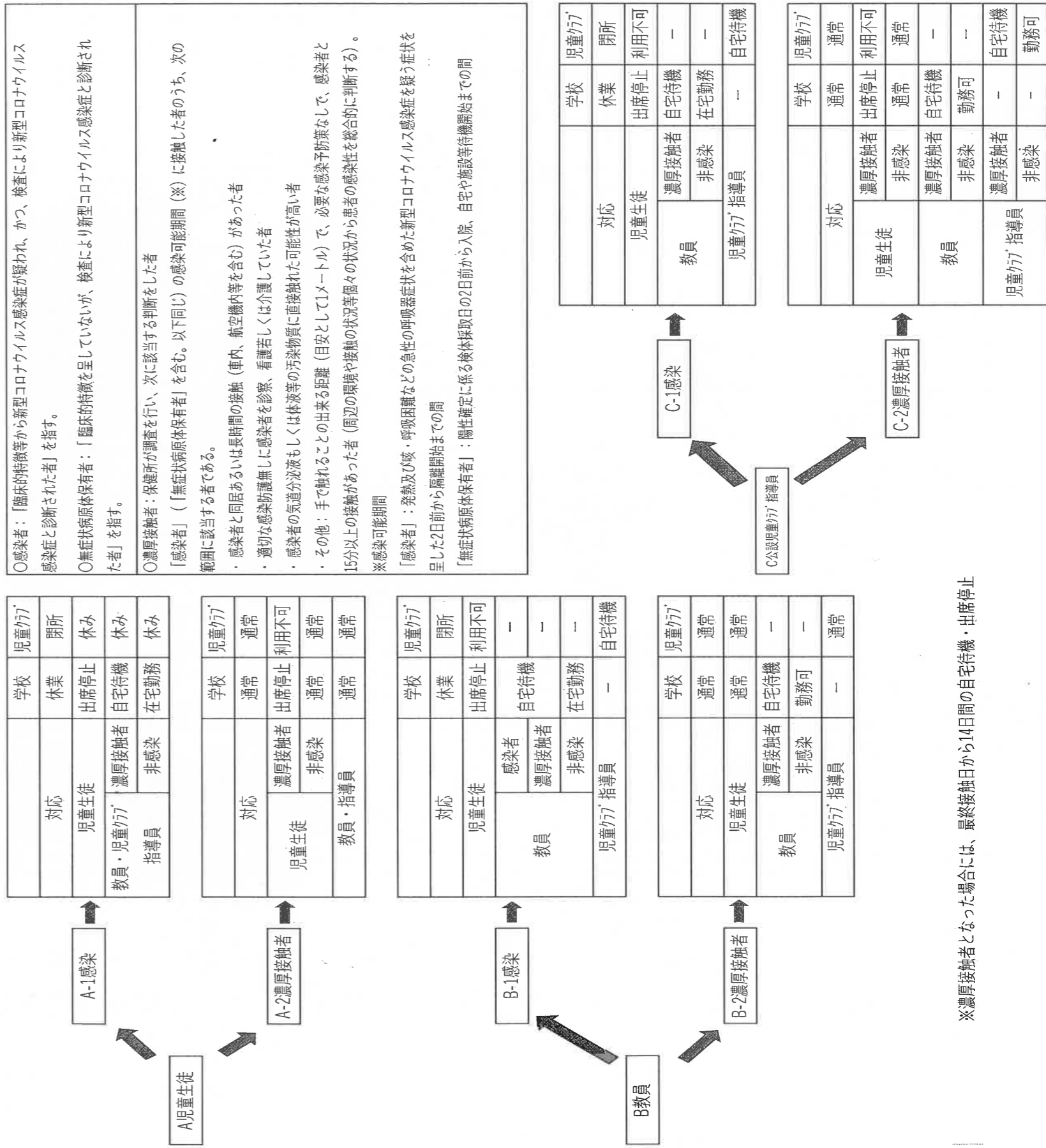
新型コロナウイルス陽性判明に伴う市立学校・公設児童クラブの休校等について

松江市教育委員会

1. 基本方針

- (1) 判断基準 原則として、学校関係者（＝児童生徒、教職員、公設児童クラブ指導員）が陽性判明の場合に休校、閉所とする。
- (2) 休校範囲 原則として、一斉休校は行わず、学校単位での休校とし、当該児童が通所する公設児童クラブも当該学校に合わせ閉所とする。ただし、保健所と協議を行い、感染が限定的な場合には、学年単位、学級単位で閉鎖することもある。その場合については、当該児童クラブについては、弾力的な開所を行うものとする。
- (3) 休校期間 陽性判明の翌登校日から一旦休校（※1）とする。その休校期間は、4日間以内を基本とし、その期間中に保健所と協議のうえ、再開の日及び休校期間（※2）を決定する。休校期間（※1と※2の期間）は、陽性判明の翌登校日から2週間以内を基本とする。
- (4) 消毒 再開日までに、消毒を実施するものとする。
- (5) その他 休校期間中に、新たに陽性者が判明した場合、市内で多数の陽性者が発生した場合等、感染状況の変化に応じて、随時保健所との協議を行い、休校規模等の再検討を行う

2. 陽性判明・濃厚接触による休校等



※濃厚接触者となった場合には、最終接触日から14日間の自宅待機・出席停止